

情報要請「アジェンダの優先度 に関する協議」の概要

2023年5月

サステナビリティ基準委員会 事務局

🌱 本資料は、2023年5月4日に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）から公表された、**情報要請**（Request for Information）**「アジェンダの優先度に関する協議」**（当RfI）（コメント期限：**2023年9月1日**）の概要をお示ししている

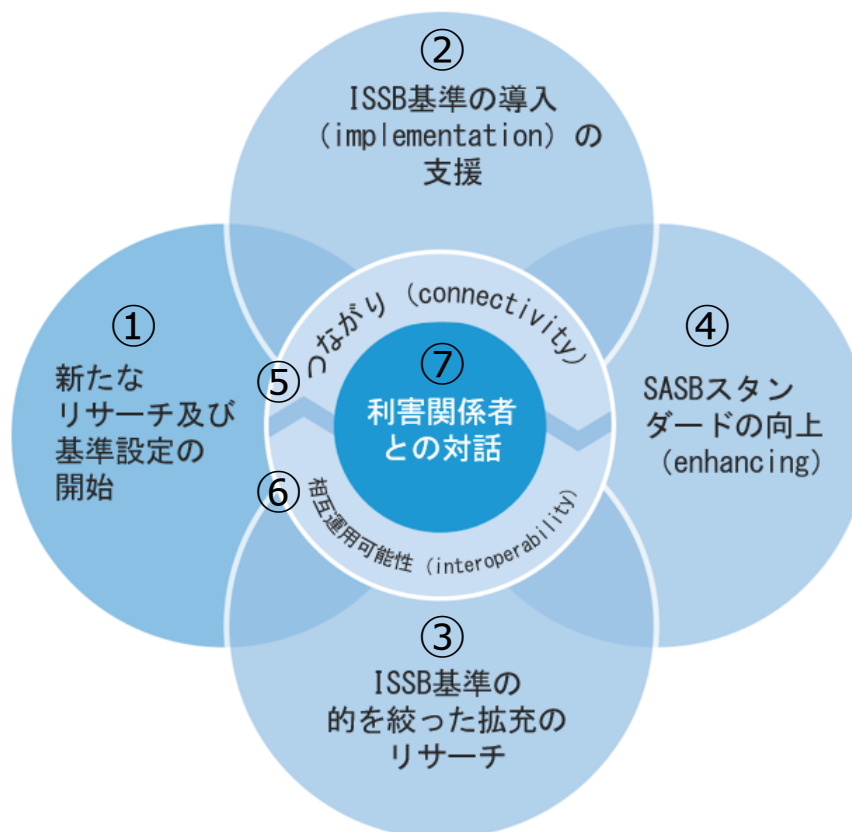
- * 本資料では、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）が公表した77産業に関する産業別基準を総称して「SASBスタンダード」という。
また、本資料では、ISSBの公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』」を「S1基準案」といい、確定した基準を「S1基準」という。また、ISSBの公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」を「S2基準案」といい、確定した基準を「S2基準」という。

- 2023年6月に、ISSBは、S1基準及びS2基準を公表する予定である
- ISSBは、サステナビリティ開示基準のグローバル・ベースラインを強化するため、S1基準及びS2基準の導入等の「基盤となる作業」に相当のリソースを割いた上で、残りのリソースを、**2024年から開始する2年間にISSBが取り組むべき新たなプロジェクト**に充てることを検討している
- 当RfIは、新たなプロジェクトに関する、次のコメントを求めている
 - ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス**（当RfIにおける質問1。以下同じ）
 - 新たなプロジェクトを作業計画に追加するにあたり、ISSBが用いる評価規準**（質問2）
 - プロジェクト案の優先順位及びプロジェクトの進め方**（質問3）
 - 次の4つのプロジェクト案に対する優先順位等のフィードバック**（質問4から質問7）
 - 生物多様性、生態系及び生態系サービス
 - 人的資本
 - 人権
 - 報告における統合プロジェクト（integration in reporting）



ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス

- ① S1基準及びS2基準の確定後、ISSBの今後の活動として7つが示されている
- ②③④は「**基盤となる作業（foundational work）**」（S1及びS2が公表されてから、それらが生み出した基盤を基礎とする、約束された作業及び活動）の一部
- ⑤⑥⑦は、ISSBのすべての活動の核となるもの



7つの活動概要

	7つの活動	目的・概要
①	新たなリサーチ及び基準設定のプロジェットの開始	当RFIのフィードバックを踏まえサステナビリティ関連トピックをリサーチし、適切な場合には、新たなサステナビリティ関連の開示要求を開発する
②	ISSB基準の導入の支援	ガイダンス等の作成、教育の提供、移行支援グループ(TIG)の設置等、各法域がS1基準及びS2基準を導入することを支援し、包括的なグローバル・ベースラインの提供を可能にする
③	既存のISSB基準の（的を絞った拡充の）リサーチ	気候に近接する（climate-adjacent）リスク及び機会の開示についてのガイダンスを提供することにより、S2基準の適用を拡充する
④	SASBスタンダードの向上	SASBスタンダードの国際的な適用可能性の向上、SASBから引き継いだ産業別基準のリサーチ、基準設定、改訂等を推進する
⑤	ISSB及びIASBのそれぞれの要求事項の間のつながり（connectivity）の確保	ISSBとIASBの作業を調整し、つながりのある報告（connected reporting）を可能にするためのプロセスを確立し、ISSBとIASBのそれぞれの要求事項が両立可能となり（compatible）、潜在的な不整合及び矛盾を避けることを確保する
⑥	ISSB基準と他のサステナビリティ基準との相互運用可能性（interoperability）の確保	報告の負担、コスト及び複雑性を最小限にするため、基準設定主体、フレームワーク提供者、各法域の関係者との対話を踏まえ、相互運用可能な方法でISSB基準を適用することを確保する
⑦	利害関係者との対話	グローバルでの基準の使用を促進し、高品質な基準の開発のためのインプットを入手する

ISSBの日程感 (SSBJ事務局によるイメージ)



	2023年				2024年				2025年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
ISSB												
テーマ別	S1・S2最終化				S3以降の基準設定プロジェクト・新たなリサーチ?							
基盤となる作業	S1及びS2の導入支援、S2拡充のための的を絞ったリサーチ											
産業別	気候のみ最終化*											
(1)国際的な適用可能性	公開協議 (90日)		気候以外最終化									
(2)SASBレガシー基準					公開協議(120日?) 再審議・最終化?							
(3)内容の改善					リサーチ活動・アウトリーチ・公開協議?							
アジェンダ協議	公開協議 (120日)		審議・フィードバック・ステートメント公表		2年間の活動及び作業計画の実行?							

* 2023年5月18日のISSBボード会議において、国際的な適用可能性の方法論により修正されたS2基準案付録Bが議論されている。



ISSBが用いる評価規準


新たなプロジェクトを作業計画に追加する検討を行うにあたり、ISSBは、IASBが用いる評価規準とほぼ同じ規準を用いている (赤色による強調は相違部分)

事務局による分析

ISSB	IASB
① 投資者にとっての当該事項の重要度(importance)	① 投資者にとっての当該事項の重要度(importance)
② 企業が 当該事項に関する情報を開示する方法 に欠陥があるかどうか	② 企業が 財務諸表で取引又は活動の種類を報告する方法 に欠陥があるかどうか
③ 当該事項が影響を与える可能性が高い企業の種類 (当該事項が一部の 産業及び法域 で、他よりも広まっている (prevalent) かどうかを含む。)	③ 当該事項が影響を与える可能性が高い企業の種類 (当該事項が一部の法域で他よりも一般的である (prevalent)かどうかを含む)
④ 当該事項が企業にとってどのくらい普及している (pervasive) 可能性が高いか、又はどのくらい深刻である (acute) 可能性が高いか	④ 当該事項が企業にとってどのくらい普及している (pervasive)可能性が高いか、又はどのくらい深刻である(acute)可能性が高いか
⑤ その潜在的なプロジェクトは、作業計画における他のプロジェクトとどのように相互につながりを有するか	⑤ その潜在的なプロジェクトは、作業計画における他のプロジェクトとどのように相互につながりを有するか
⑥ 潜在的なプロジェクト及びその解決策の複雑性及び実行可能性	⑥ 潜在的なプロジェクト及びその解決策の複雑性及び実行可能性
⑦ ISSB 及び利害関係者が当該プロジェクトを適時に進めるためのキャパシティ	⑦ IASB 及び利害関係者が当該プロジェクトを適時に進めるためのキャパシティ

